

# 令和3年度権利擁護推進員養成研修 ～身体拘束廃止に向けて～

## 開催要項

### 1. 目的

高齢者虐待防止法の理解及び介護現場において権利擁護の視点に立った実践的手法を修得し、それを指導的立場で推進する人材の育成。

### 2. 実施主体

島根県

### 3. 実施機関

社会福祉法人島根県社会福祉協議会(島根県福祉人材センター)

### 4. 日程・会場等

会場	期 日	開催場所	定 員	申込〆切
松江	【前期】 7月14日(水)～16日(金) 【後期】 10月18日(月) 計4日間	いきいきプラザ島根 403 研修室	各 20 名	6月15日 (火)
浜田	【前期】 8月17日(火)～19日(木) 【後期】 11月19日(金) 計4日間	いわみーる 401 研修室		

※申込が定員を超過した場合は調整させていただきます。

### 5. 受講対象

虐待防止及び権利擁護の取組を施設内で指導的立場から推進できる職員(施設長、介護主任等)で自施設等実習(60日間)において施設の協力を得られる方

### 6. 研修内容

別紙日程表のとおり。

自施設等実習は前期に作成する実習計画書に基づき、施設等全体で60日間取り組み、報告書を提出する。

### 7. 講 師

一般社団法人支援の思想研究会理事長 上田 晴男 氏 (兵庫県神戸市在住)

### 8. 申込方法・受講決定・受講料

- ① 上記4の**申込〆切**までに別紙申込書でお申込み下さい(FAX可)。
- ② 申込〆切後、概ね2週間以内に**受講決定通知(受講料払込用紙)**を発送します。
- ③ ②記載の支払〆切までに所定の方法で**受講料 3,000 円**をお振込み下さい(振込手数料はご負担下さい)。
- ④ 決定後の受講辞退はご遠慮下さい。やむを得ず受講辞退をされる場合は、支払〆切日午後5時までにご連絡いただいた場合に限り受講料を返金いたします(振込手数料はご負担いただきます)。

## 9. 修了証書

定められた日程を修了した受講者に島根県知事名の修了証書を交付します。

欠席、遅刻、早退等で規定の受講時間を満たさない場合や受講態度が著しく不良と認められた場合※は修了証書の発行を行わないこともありますのでご了承ください。

※①他の受講者、研修会場、実習場所に迷惑をかける行為

②研修の円滑な実施を妨げる行為(グループワーク等において消極的な態度も含む)

③研修に参加する者として好ましくない行為(携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等)

## 10. その他

①昼食は当日 500 円程度で斡旋します。

②室温調整について個別対応はいたしかねます。衣服等でまず調整してください。

③研修中の録音・録画はお断りします。

④駐車場には限りがありますので、できるかぎり乗り合わせや公共交通機関をご利用ください。



⑤地震・悪天候・感染症等やむを得ない事情で研修会を中止する場合、申込書の FAX 番号に一斉送信すると共に島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。

⑥健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります。

⑦感染症対策の一環としてマスクを必ず着用の上ご参加ください。

⑧今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては講師の来県を見合わせ、オンラインによる講義やグループワークの見直し等もあります。(受講生の集合研修は変更ありません)。予めご了承の上お申し込みください。

## 11. 会場周辺図

松江 いきいきプラザ島根 (松江市東津田町 1741-3)	浜田 いわみーる (浜田市野原町 1826-1)
 A detailed map showing the location of Ikiiki Plaza Shimane. The map includes JR Matsuyama Station, National Route 9, and various landmarks like the Plaza Hall, Shimada Elementary School, and the Matsuyama Bypass. A dashed line indicates the bus route from the station to the plaza.	 A detailed map showing the location of Iwami-ru. The map includes JR Hamada Station, the University of Shimane, and various landmarks like the Hamada Sports Center and the Hamada Bypass. A dashed line indicates the bus route from the station to the building.
JR 松江駅より市営バス「南循環線外回り」 県合同庁舎前下車(所要時間約 20 分)	JR 浜田駅より県立大学行または大学循環線 いわみーる下車(所要時間約 15 分)

## 12. 問い合わせ先

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根内

島根県社会福祉協議会(島根県福祉人材センター) 担当/原

TEL:0852-32-5975 FAX :0852-32-5956 URL <https://www.shimane-fjc.com/>

受講申込書に記載の個人情報は、受講者名簿作成、履修状況把握、修了証書作成等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行います。

## 令和3年度権利擁護推進員養成研修 日程表

日程		時間	内容		
前期	1日目	9:30～	受付		
		9:55～	開会	オリエンテーション	
		10:00～	講義①	権利擁護支援の基本と福祉サービス利用者の権利擁護 (介護サービス相談員派遣事業)	
		11:00～	講義②	高齢者虐待防止法と虐待の現状 I	
		12:00～	昼食休憩 (60分)		
		13:00～	講義③	高齢者虐待防止法と虐待の現状 II	
		14:00～	講義④	身体拘束と利用者の行動制限・制約について	
		15:00～16:00	グループワーク1	自施設等における状況とその要因	
	2日目	9:30～	実践発表	昨年度研修修了者による実践事例の発表	
		10:30～	講義⑤	高齢者(障害者)の意思決定支援	
		12:00～	昼食休憩 (60分)		
		13:00～	講義⑥	養介護施設従業者等からの虐待防止方法 (虐待防止マニュアルと虐待防止委員会の活用等)	
		14:00～	個人ワーク I	DVD「神戸市の高齢者虐待防止」視聴・ワークシート記入	
		～16:00	グループワーク 2	個人ワーク結果をグループ討議	
	3日目	9:30～	グループワーク 3	養介護施設における不適切な対応について事例検討	
		10:30～	グループワーク 4	自施設等の状況とその要因	
		11:30～	個人ワーク II	施設従事者自己チェック	
		12:00～	昼食休憩 (60分)		
		13:00～	講義⑦	感情コントロールとストレスマネジメント	
		14:00～ ～15:00	講義⑧ 個人ワーク III	自施設等実践計画書の作成	
	<b>自施設等実習 (60日間) 実習報告書提出が必須</b>				
後期	4日目	10:00～	グループワーク 5	自施設等実習を各自グループ内報告	
		12:00～	昼食休憩 (1h)		
		13:00～	全体報告	選抜者による自施設等実習の発表	
		14:30	講義⑨	支援を変えるコミュニケーション	
		15:45～16:00	まとめ		

\* 適宜休憩が入ります。

\* 進行上、若干変更することがあります。